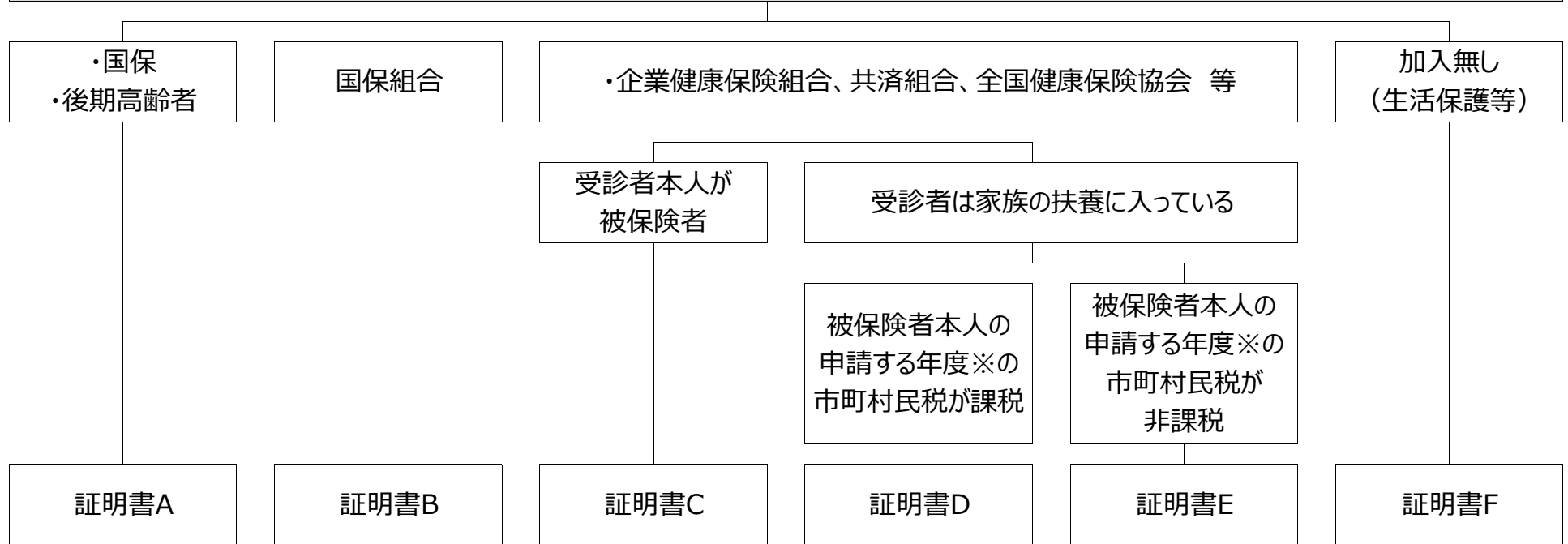


受診者（申請者）の加入する健康保険と税証明の提出範囲



証明書A	世帯で同じ健康保険に入っている「全員分」（義務教育期間以下の方は含まない）
証明書B	世帯の国保組合加入者「全員分」（義務教育期間以下の方も含む）
証明書C	受診者本人の課税（非課税）証明書
証明書D	被保険者本人の課税証明書
証明書E	受診者の課税（非課税）証明書と加入者（＝家族等）の非課税証明書
証明書F	生活保護受給証明書（生活保護を受給していても、企業健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会等（いわゆる社保）に加入している場合は非課税証明書が必要です）

※4月から6月に新規に申請をする方は、前年度の課税証明書が必要となります。

例：**令和元年6月に新規申請する場合は、平成30年度の課税証明書が必要**です（保険者へ所得照会を行う際に、保険者から令和元年度の課税証明書を求められる場合があります。）が、**令和元年7月に申請する場合は、令和元年度の課税証明書が必要**となります。

※**令和元年度に更新申請をする場合は、令和元年度の課税証明書が必要**となります。